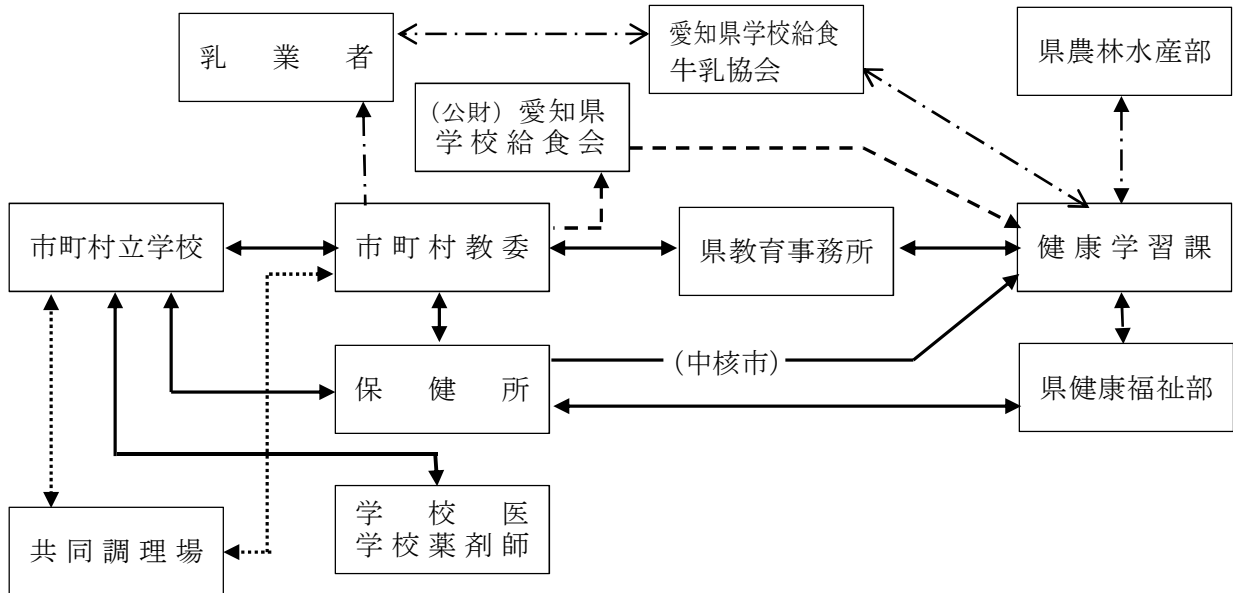


5 食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図

(1) 市町村立学校（名古屋市を除く）の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図

（市町村立学校（名古屋市を除く）の場合）



報告・連絡※は \longleftrightarrow を基本とし、以下の場合は、基本とともに連絡すること。

パン・米飯（委託加工）・めん類 \dashrightarrow

牛乳 \dashrightarrow

共同調理場方式 $\cdots\cdots\rightarrow$

※ 保健所・県教育委員会への連絡

(1) 食中毒（疑いを含む）

(2) 異物混入等の場合は以下の場合

① 健康被害があった場合

② 健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合

(3) 報道機関へ情報提供する場合